

第3節 身近な自然環境の保全と活用

第1 地域緑地の保全

市街地とその周辺に残された良好な自然環境を保全するため、都市緑地保全法に基づき緑地保全地区に指定し保全を図るとともに、都市における貴重な樹林地である「鎮守の森」の保全を図り、緑の中で歴史や文化と語らう場として整備を図った（2-79～80表）。

2-79表 緑地保全地区の概要

地域名	指定年月日	所在地	面積	樹林の特色
いまごめ 今米緑地保全地区 (川中邸)	昭和59年 9月21日	東大阪市 今米	0.5 ha	市街地の中で、ムクノキやアラカシなどがほぼ自然に近い状態で残されている屋敷林で江戸時代に大和川の付替に功労のあった「中基兵衛」の出生地。
おのじんじゅ 男神社 緑地保全地区	平成元年 3月3日	泉南市 男里	1.4	泉南市金熊寺川沿いに広がる男神社の社叢は、ムクノキ、クスノキ、エノキなどが主な構成樹種の鎮守の森で、ホルトノキ、ヒメユズリなどの暖帯性の樹木も見られる。
かがや 加賀屋 緑地保全地区	平成5年 12月17日	大阪市 住之江区 南加賀屋	0.5	伝統的及び文化的意義を有する加賀屋新田会所跡は、庭園を中心にクロマツやアラカシ、ウバメガシ等が植栽され、良好な自然環境を形成している。なお、当地区は大阪市の所管となっている。
合計			2.4	

2-80表 「鎮守の森」の整備状況

(平成6年度実施分)

事業対象地	市町村	面積
みのあがたぬしじんじゅ 御野縣主神社	八尾市	0.4 ha
いちすがじんじゅ 壱須賀神社	河南町	3.2
合計		3.6

第2 「農」空間の保全と活用

農業生産の場である農地は貴重な自然資源となっており、環境保全機能をはじめ、さまざまな公益的機能を有している。都市における農地は、身近な緑地空間として、ゆとりとうるおいある快適な生活環境を提供している。また、田園風景や伝統的文化が残されている山間部の農村地域は、都市の住民に「心のふるさと」を感じさせる自然空間となっており、レクリエーションの場としての活用も期待されている。

このような農地、農村風景を身近な自然として保全・活用するため、以下の施策を講じた。

1 赤とんぼ計画の推進

赤とんぼ計画に基づき、自然生態系に配慮しながら景観や自然環境など貴重な地域資源を活かして農村地域を活性化するため、地元との調整など必要な取組を推進した。

2 都市と農村の交流活動

府下の農村地域の緑豊かな環境や地域色豊かな風土など、農空間が持つ府民の心のふるさととしての機能を強化する「府民ふるさとむら」推進事業等の都市と農村の交流活動を推進した。

3 環境保全型農業の推進

農業が有している土壌侵食防止や水源かん養等の環境保全機能を向上させるとともに、生産性の向上を図りながら化学肥料等を削減する、環境への負荷に配慮した環境にやさしい農業の確立・推進に努めた。